LeeZhao

www.leezhao.com

里兆法律资讯

Leezhao Newsletters

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层 29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制(请以中文内容为准,日本语译文仅供参考),未经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明,以及里兆律师事务所的联系方式等内容,详见里兆律师事务所网站的<u>订</u>阅规则;
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的<u>"里兆法律资</u> 讯"栏目;
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり(中国語の内容が原文であり、日本語 訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転 載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、 著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の 連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 兆法律情報」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆 法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。

क्र उद रहे के का उद रहे के के का उद रहे के का

Issue 290-2012/03/17~2012/03/23

日录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令、新政策

•	关于 2012 年深化经济体制改革重点工作意见的通知 关于大力推进节约集约用地制度建设的意	2
•	见 关于调整部分商品进口关税的通知 专利实施强制许可办法 关于在审判执行工作中切实规范自由裁量 权行使保障法律统一适用的指导意见	4
•	关于对部分企业所得税减免税项目进行备 案管理的公告(北京)	2
二、	相关新信息	
•	2012 年 04 月 01 日起,上海口岸全面实施提货单无纸化电子放行	5
•	诉前调解制度之 Q&A	5

日次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一 関連する新法令 新政策

一、因连りる机広中、机以東			
● 2012年の経済体制改革推進の重点作業に伴			
う意見に関する通知	2		
● 用地の節約集約に関する制度の確立を重点的			
に推進する旨の意見	2		
● 一部商品における輸入関税の調整に関する通知	3		
● 特許実施強制許可弁法	4		
● 審判執行作業における自由裁量権の行使を確			
実に規範化することで法律の統一適用を保障			
する旨の指導意見	4		
● 一部の企業所得税減免税項目に対し届出管			
理を実施する旨の公告(北京)	4		
二、関連する新着情報			
2012年4月1日から、上海検問所は、全面的			

	2012年4月1日から、上海検問所は、全面的	
	に貨物引替証ペーパーレス化の電子通関を実	
	施する	5
•	訴訟前調停制度に関する Q&A	5

一、相关新法令、新政策

一、関連する新法令、新政策

• <u>关于 2012 年深化经济体制改革重点工作意见</u> 的通知

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2012〕12号

【发布日期】2012-03-18

【内容提要】该通知提出 34 项工作意见,其中包括:

加快财税体制改革,深化金融体制改革

- 稳步扩大营业税改征增值税试点行业和地区 范围。
- 研究将部分大量消耗资源、严重污染环境的 产品纳入消费税征收范围。
- 适时扩大房产税试点范围。
- 全面深化资源税改革,扩大从价计征范围。
- 推进环境保护税相关立法工作。
- 修订《贷款通则》,规范各类借贷行为,合理引导民间融资。
- 深化利率市场化改革,完善人民币汇率形成机制。
- 稳步推进人民币资本项目可兑换,扩大人民 币在跨境贸易和投资中的使用。

深化涉外经济体制改革

- 落实外商投资产业指导目录,引导外资重点 投向高端制造、高新技术等产业,投向中西 部地区。
- 完善支持服务贸易发展的财税金融等政策。
- 稳定对外贸易政策,促进贸易平衡发展,继 续推动加工贸易转型升级。
- 推动海关特殊监管区域整合发展,优化口岸 布局。
- 完善海关特殊监管区域管理制度。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/22/content_2097 110.htm

◆ 关于大力推进节约集约用地制度建设的意见

【发布单位】国土资源部

【发布文号】国土资发〔2012〕47号

【发布日期】2012-03-16

【实施期间】2012-03-16 至 2020-03-15(有效期 八年)

【内容提要】该意见提出:

土地利用计划调节制度

从严控制东部发达地区新增建设占用耕地计划指标,合理安排中部和东北地区新增建设用地计划指标,适当增加西部欠发达地区未

● <u>2012 年の経済体制改革推進の重点作業に伴う</u> 意見に関する通知

【発布機関】国務院

【発布番号】国発[2012]12号

【発 布 日】2012-03-18

【概 要】本通知は 34 項目の作業意見を提起して おり、それには下記の内容が含まれる。

財税体制改革を促進し、金融体制改革を更に進める。

- 営業税から増値税への転換試用対象となる業界及び地域範囲を徐々に拡大する。
- 高資源消費、高環境汚染製品の一部を消費税 課税対象に組入れることを検討する。
- 不動産税の試用範囲を随時拡大する。
- 資源税改革を全面的に推進し、価格に基づいた 徴収を行う範囲を拡大する。
- 環境保護税に関する立法作業を推進する。
- 「貸付通則」を改正して、各種貸借行為を規範 化し、民間融資を合理的に導入する。
- 利率の市場化改革を推進し、人民元レートのメカニズムを整備する。
- 人民元資本項目の両替可能範囲を徐々に拡大 し、クロスボーダー取引並びに投資における人民元 の使用を拡大する。

渉外経済体制改革を更に進める。

- 外商投資産業指導目録を実施し、外資の投資 重点を先端製造、ハイテク等の産業へ誘導し、また、中西部地区への投資を誘導する。
- サービス貿易の発展を支援する財税金融等の政策を整備する。
- 対外貿易政策を安定させ、貿易の均衡発展を促進し、加工貿易のモデルチェンジとグレードアップを引き続き推進する。
- 税関特殊監督管理区域の統合を推進し、検問 所配置を合理化する。
- 税関特殊監督管理区域の管理制度を整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/22/content_2097

● 用地の節約集約に関する制度の確立を重点的に 推進する旨の意見

【発布機関】国土資源部

【発布番号】国土資発[2012]47号

【発 布 日】2012-03-16

【施行期間】2012-03-16 から 2020-3-15 まで(有効期間8年)

【概 要】本意見は下記の内容を提起している。

土地利用計画の調整制度

東部先進地区における新規建設の耕地占有に関する計画指標を厳格に抑制する。中部及び東北地区における新規建設用地の計画指標を合理的

利用地计划指标:

实行有保有控的产业用地政策,优先安排环保、医疗卫生和现代服务业用地等,合理安排重点能源、交通、水利等基础设施项目用地,支持战略性新兴产业和高技术、高附加值、低消耗、低排放的新产业、新工艺、新产品项目用地。

建设用地使用标准控制制度

- 实行建设项目用地准入标准,修订和实施限制禁止用地目录,控制资源消耗高、环境危害大、产能过剩、土地利用强度低、投入产出效益差的项目用地;
- 实行工业项目建设用地指标控制,适时修订工业项目建设用地控制指标,明确工业项目投资强度、容积率、建筑系数、绿地率、非生产设施占地比例等控制性指标要求;
- 探索建立经营性建设项目投资和产出标准体系。

土地资源市场配置制度

- 完善国有土地出让、租赁、作价入股等配置 方式;
- 坚持和完善国有土地招标拍卖挂牌出让制度,依据规划确定用途,通过市场竞争确定土地价格和用地者;
- 加快推进经营性集体建设用地使用制度改革,城镇建设用地范围外依法取得的集体经营性建设用地使用权,可按有关规定采取公开规范的方式转让,与国有土地享有平等权益。

节约集约用地鼓励政策制度

- 实行工业用地节约集约利用鼓励政策,深化 完善工业用地提高利用率和容积率不再增收 土地价款的规定;
- 各省(区、市)确定的优先发展产业且用地 集约的工业项目,出让底价可按不低于<u>《工</u> 业用地出让最低价标准》的70%确定。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/gzdt/2012-03/21/content 2096 021.htm

● <u>关于调整部分商品进口关税的通知</u>

【发布单位】国务院关税税则委员会

【发布文号】税委会〔2012〕4号

【发布日期】2012-03-19

【内容提要】根据该通知: 自 2012 年 04 月 01 日 起,对液晶显示板等 4 个税目商品进 口关税暂定税率进行调整。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/22/content_2097 432.htm

- に割当てる。西部後進地区における未利用地の 計画指標を適切に増やす。
- 確保もあり抑制もある産業用地政策を実施し、環境保護、医療衛生及び現代サービス業等への用地割当てを優先させ、重点エネルギー、交通、水利等のインフラ施設プロジェクトへの用地を合理的に割り当て、戦略的新興産業及びハイテク、高付加価値、低消費、低排出の新産業、新技術、新製品のプロジェクトへの用地を支援する。

建設用地使用基準抑制制度

- 建設プロジェクトへの用地参入基準を設定し、用地制限・禁止目録の改正を行い実施する。高資源消費、高環境汚染、生産能力過剰、低土地利用効率、低投資効率となるプロジェクトへの用地を抑制する。
- 工業プロジェクト建設用地指標を抑制し、工業プロジェクト建設用地抑制指標を随時修正し、工業プロジェクトの投資強度、容積率、建築係数、緑地率、非生産施設の土地占有比率等の抑制指標要求を明確にする。
- 営利性建設プロジェクトの投資と収益に関する基準を模索し確立する。

土地資源市場配置制度

- 国有地の払下げ、賃貸、現物出資等の割当て方式を整備する。
- 国有地の入札募集・競売・公示による払下げ制度 を貫徹し整備し、計画に基づいて用途を確定し、 市場競争を通じて地価及び使用者を確定する。
- 営利性集団所有制建設用地の使用制度に対する改革を促進し、城鎮建設用地の範囲外で法に則り取得した営利性集団所有制建設用地の使用権についても、関連規定に基づき公開、規範化された方法で譲渡することを可能とし、国有地と同等の権益を享受できるようにする。

用地の節約集約に関する奨励政策制度

- 工業用地の節約集約利用奨励政策を実施し、工業用地の利用率並びに容積率の引き上げにより土地価格の追加徴収を行わない方向で関連規定の整備を一層推進する。
- 各省(区、市)が確定した優先発展産業であり、且 つ用地集約型である工業プロジェクトについて、払 下げの下限を「工業用地払下げ最低価格基準」 の70%を下回らない範囲で設定することを認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/gzdt/2012-03/21/content_2096 021.htm

● 一部商品における輸入関税の調整に関する通知

【発布機関】国務院関税税則委員会

【発布番号】税委会[2012]4号

【発 布 日】2012-03-19

【概 要】本通知によれば、2012 年 4 月 1 日より、 液晶パネル等 4 税目の商品輸入関税暫 定税率に対し調整が行われる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/22/content_2097 432.htm

● 专利实施强制许可办法

【发布单位】国家知识产权局

【发布文号】国家知识产权局令第六十四号

【发布日期】2012-03-15

【实施日期】2012-05-01

【内容提要】明确了强制许可请求的提出与受理、 审查和决定、强制许可使用费裁决请 求的审查和裁决等相关事项。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/flfg/2012-03/20/content_20954 02.htm

• <u>关于在审判执行工作中切实规范自由裁量权</u> <u>行使保障法律统一适用的指导意见</u>

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2012〕7号

【发布日期】2012-02-28

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.court.gov.cn/spyw/mssp/201203/t2012 0314 174989.htm

• <u>关于对部分企业所得税减免税项目进行备案</u> 管理的公告(北京)

【发布单位】北京市地方税务局

【发布文号】北京市地方税务局公告 2012 年第 2 号

【发布日期】2012-02-13

【内容提要】该公告公布了修改后的《企业所得税 减免税项目、条件、文件依据及报送 资料》。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1221124 .htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系
 系。

二、相关新信息

特許実施強制許可弁法

【発布機関】国家知識産権局

【発布番号】国家知識産権局令第六十四号

【発 布 日】2012-03-15

【施 行 日】2012-05-01

【概 要】強制許可の請求に関する提出と受理、審 査及び決定、強制許可のライセンス料の裁 決請求に関する審査及び裁決等の関連事 項を明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2012-03/20/content 20954 02.htm

● 審判執行作業における自由裁量権の行使を確 実に規範化することで法律の統一適用を保障する 旨の指導意見

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発[2012]7号

【発 布 日】2012-02-28

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.court.gov.cn/spyw/mssp/201203/t2012 0314 174989.htm

一部の企業所得税減免税項目に対し届出管理 を実施する旨の公告(北京)

【発布機関】北京市地方税務局

【発布番号】北京市地方税務局公告 2012 年第 2 号 【発 布 日】2012-02-13

【概 要】本公告は、改正後の「企業所得税減免税 項目、条件、書類根拠及び提出資料」を 公布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1221124.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リ ンクできない場合は、検索エンジンで検索いただく か、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

• <u>2012 年 04 月 01 日起,上海口岸全面实施提</u> 货单无纸化电子放行

从上海出入境检验检疫局获悉,2012年03月起外高桥保税港区启动提货单电子放行试点工作,并将于04月01日起全面实施提货单无纸化电子放行。这意味着,上海出入境检验检疫局即将完成上海全部集装箱口岸检验检疫提货单无纸化电子放行工作。

目前,在洋山保税港区、浦东机场综合保税区,进出口企业可以享受到报检、审单、签证、放行等"一门式"便利化服务;外高桥保税港区和航交所分别推广24小时自助网上预约和申报系统,可以让企业工作人员"零时差"办理报检通关手续。

(摘自中国上海网站; 2012年 03月 16日发布)

● 诉前调解制度之 Q&A

近年来,经历过民事诉讼的企业可能会发现,和以前的诉讼程序相比,在法院立案之前,通常会经过"诉前调解"程序。对于"诉前调解",现行《民事诉讼法》并无专门规定,即便企业想了解它,也有可能无从着手。本文根据最高人民法院发布的《关于建立健全诉讼与非诉讼相衔接的矛盾纠纷解决机制的若干意见》,以及上海市高级人民法院发布的《上海法院推进诉调对接多元纠纷解决机制建设的若干意见》、《诉调对接中心工作流程管理办法(试行)》(法院内部文件,未公开)等的相关规定,结合相关实践经验,以上海为例,对实践中企业较为关心的"诉前调解"相关问题进行简要解答。

Q1: 什么是"诉前调解"?

A: "诉前调解",顾名思义,就是法院在受理民事案件前(必要情况下,也可以在立案后;结合相关规定,我们理解,此处的"民事案件",应做广义理解,具体包括民事、商事、劳动、婚姻等类型案件),依据职权或者当事人自愿申请,由法院委托调解员或者调解组织进行调解,调解成功后,由当事人撤诉或者由法院出具相关的民事法律文书,而不再进行繁琐的诉讼程序。

"诉前调解"是法院推进"诉调对接多元纠纷解决机制"建设的主要措施。2009年之后,上海市高级人民法院多次出台相关文件,对"诉前调解"有了相对明确的规定。中国其他地区的法院,如北京、江苏等,也在逐步推行这一制度。除了不适合调解的案件之外(例如,婚姻关系确认案件、身份关系确认案件)法院对其受理的其他各类民事案件

● 2012 年 4 月 1 日から、上海検問所は、全面的に 貨物引替証ペーパーレス化の電子通関を実施する

上海出入国検査検疫局によると、2012年3月から、外高橋保税港区は、貨物引替証の電子通関試行作業を開始し、且つ4月1日から、全面的に貨物引替証ペーパーレス化電子通関を実施する予定である。これは、上海出入国検査検疫疫局は、上海の全てのコンテナ検問所の検査検疫機構において、貨物引替証ペーパーレス化電子通関作業を完成する見込みがあることを意味する。

先頃、洋山保税港区、浦東空港総合保税区において、輸出入企業は、検査申告、書類審査、通関書発行、通関等の「ワンストップ式」利便化サービスを享受できるようになった。企業の担当人員が「零時差」で検査申告、通関手続きを行うことを実現するために、外高橋保税港区と航運取引所は、それぞれセルフサービス式の24時間オンライン予約と申告システムを普及させた。

(2012年3月16日付の中国上海ウェブサイトより抜粋)

● 訴訟前調停制度に関する Q&A

昨今、民事訴訟に係わった企業はご存知と思うが、以前の訴訟手順に比べ、裁判所の立件に先立って頻繁に「訴訟前調停」が行われるようになった。「訴訟前調停」については、現行の「民事訴訟法」には専用規定がなく、たとえ企業が「訴訟前調停」に関する情報を求めても、手懸りがないのではと思われる。本文は最高人民法院が発布した「訴訟と非訴訟とに繋がる矛盾紛争を解決する健全なるメカニズムの確立に関する若干意見」および上海市高級人民法院が発布した「上海の裁判所が推進する訴訟と調停を組み合わせた多様紛争解決メカニズムの建設に関する若干意見」、「訴訟調停中介センターの業務フロー管理弁法(試行)」(裁判所内部文書、未公開)などの関連規定に基づき、実践経験に照らして、上海を例に、実際に企業の関心も高い「訴訟前調停」の問題について簡潔に回答する。

Q1:「訴訟前調停」とは?

A:「訴訟前調停」はその名の示すとおり、裁判所が民事事件を受理する前に(必要であれば立件後にも可能である。関連規定に照らせば、ここで言う「民事事件」とは広義の意味であり、具体的には民事、商事、労務、婚姻などの各種事件を含む)、自己の職権または当事者の自由意志による申請に基づき、裁判所が調停員または調停機関に依頼して調停を行うことである。調停成立後は、当事者が提訴を取下げるまたは裁判所が関連民事法律文書を発行し、面倒な訴訟手順は行われない。

「訴訟前調停」は裁判所が推進する「訴訟と調停を組み合わせた多様紛争解決メカニズム」の建設の主要措置である。2009年以降、上海市高級人民法院は幾度にわたり関連文書を発布しており、「訴訟前調停」については比較的明確な規定が設けられている。中国のその他の地域の裁判所、例えば北京市、江蘇省などでも、

通常均先进行"诉前调解"。各基层法院通常设立诉调对接中心,诉调对接中心一般在立案大厅设立诉调对接窗口,负责引导当事人进入"诉前调解"程序。"诉前调解"通常由退休法官、仲裁员、律师、人民陪审员和人民调解员等主持,调解过程通常不公开。"诉前调解"并不是一种独立的调解类型,其实质是法院立案之前的调解。

同様の制度の整備を徐々に進めている。調停が適当でない事件(例えば、婚姻関係の確認に関する事件、身分関係の確認に関する事件)を除き、その他各種民事事件を裁判所が受理する際には、通常、「訴訟前調停」が先んじて行われる。各末端裁判所には通常、訴訟調停仲介センターが設置されており、訴訟調停仲介センターは一般的に立件受付階に訴訟調停仲介窓口を設け、当事者に対する「訴訟前調停」手順の案内を行っている。「訴訟前調停」は通常、退職裁判官、仲裁員、弁護士、人民陪審員および人民調停員などにより執り行われ、調停過程は通常、非公開である。「訴訟前調停」は独立した調停区分ではなく、実質的には裁判所立件前の調停に該当する。

Q2: 为什么实行"诉前调解"?

A: 根据相关法律文件,实行"诉前调解"是为了在诉讼之外提供一个通过非诉讼解决纠纷的渠道,和谐解决社会纠纷。我们理解,除了上述原因之外,还有一个比较直接的原因是:近年来,民事纠纷呈上升趋势,法院希望通过"诉前调解"程序化解部分纠纷,以减少诉讼案件,减少法官的工作量。

Q3: "诉前调解"是法院强制要求的吗?

A: 根据相关法律文件,"诉前调解"应坚持**自愿**原则。实践操作中,法院多数是积极引导(某种程度上,可能有要求)当事人进行"诉前调解"。当然,如果当事人以合适理由坚持不"诉前调解"的,法院通常也会立案进入诉讼程序。

Q4: "诉前调解"的大致流程是什么样的?

Α:

Q2:なぜ「訴訟前調停」が行われるか?

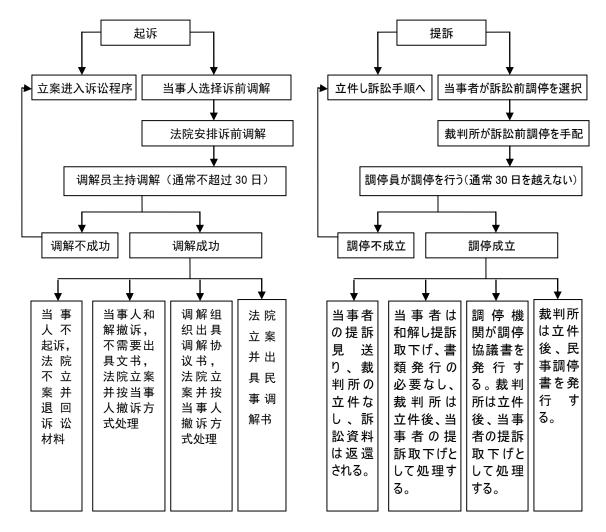
A: 関連法律文書によれば、「訴訟前調停」の実施は訴訟以外に非訴訟の紛争解決方法を提供し、調和のとれた社会紛争解決を図るためである。筆者の理解では、上記理由の他、直接的な原因として、昨今の民事紛争の急増が考えられる。裁判所は「訴訟前調停」を通じて一部の紛争を処理することで訴訟事件を減少させ、裁判官の作業量を軽減させることを望んでいる。

Q3:「訴訟前調停」は裁判所の強制要求であるか?

A: 関連法律文書によれば、「訴訟前調停」は自由意志 の原則の下で行われなければならない。実際、裁判所の 多くは積極的に当事者に対し「訴訟前調停」への誘導を 行っている(程度の差はあれ、おそらく求められる)。なお、 当事者が合理的な理由をもって「訴訟前調停」を行わ ない意思を示せば、通常、裁判所は立件し訴訟手順を 進めることになる。

Q4:「訴訟前調停」の大まかな流れは?

A:



【备注】: 对于当事人已经提交诉讼材料,但法院尚未办理正式受理手续的,按照"当事人不起诉、法院不立案"处理;对于已经办理正式受理手续,但不需要法院出具文书的,法院立案并按当事人撤诉处理;对于已经办理正式受理手续,且需要法院出具文书的,法院立案并出具民事调解书。

【付注】: 当事者は既に訴訟資料を提出済みではあるが、裁判所は未だ正式受理の手続を行っていない場合については、「当事者の提訴見送り、裁判所の立件なし」で処理される。既に正式受理の手続が完了してはいるが、裁判所の書類発行を必要としない場合については、裁判所は立件後、当事者の提訴取下げとして処理する。正式受理の手続が完了しており、裁判所の書類発行を必要とする場合については、裁判所は立件後、民事調停書を発行する。

Q5:"诉前调解"成功后,当事人反悔的,可以再行起诉吗?

A: 根据民事诉讼相关法律规定, 当事人不起诉或者撤诉后, 可以随时再次起诉。但对于离婚案件, 如果是撤诉的, 再次起诉通常需要间隔 6 个月时间。

Q6:通过"诉前调解"达成的调解协议书,如果对方不履行,可以强制执行吗?

A: 对于由调解组织出具的"调解协议书",当事人可以在协议生效之日起 30 日内请求法院对调解协议书进行审查,由法院出具民事调解书(或确认书),审查期限一般不超过 15 日。法院出具民事

Q5:「訴訟前調停」の成立後に当事者が意志を翻した場合、再提訴可能であるか?

A: 民事訴訟関連法の規定によれば、当事者は提訴見送りまたは提訴取下げ後も再提訴可能である。ただし、離婚事件については、提訴取下げ後 6ヶ月間は再提訴できない。

Q6:「訴訟前調停」を通じて合意した調停協議書を相手 方が履行しなかった場合、強制執行は可能であるか?

A: 調停機関が発行した「調停協議書」に関し、当事者は協議発効の日より30日以内に裁判所へ調停協議書に対する審査を請求することが可能であり、裁判所は民事調停書(または確認書)を発行する。審査期間は通

调解书(或确认书)后,一方当事人拒绝履行或者 未全部履行的,对方当事人可以向法院申请强制执 行。如果已经超过上述 30 日的时效,法院不能再 对调解协议书进行审查,调解协议书不具有强制执 行力,当事人只能向法院提起诉讼。从这个角度出 发,我们建议,对于不涉及义务履行或者可以当场 履行的案件,当事人可以不要求法院出具民事调解 书,而由调解组织出具调解协议书,对于无法当场 履行的案件,当事人应要求法院出具民事调解书, 而不是由调解组织出具调解协议书。 常、15 日を越えない。裁判所が民事調停書(または確認書)を発行した後、一方の当事者が全てまたは一部の履行を拒否した場合、相手方当事者は裁判所に対し強制執行を申し立てることが可能である。既に30 日が経過し時効となったものについては、裁判所は調停協議書に対する審査を行うことができず、調停協議書は強制執行力を持たないため、当事者は裁判所へ提訴する他なくなる。よって、この点を踏まえれば、義務の履行を伴わないまたは直ちに履行ができる事件については、当事者は裁判所へ民事調停書の発行を求めずに調停機関の発行する調停協議書を選択してもよいが、直ちに対し民事調停書の発行を求めるべきであり、調停機関の発行する調停協議書を選択すべきではないと筆者は判断する。

Q7: "诉前调解"如何收费?

A: 目前执行的收费标准如下:

不收费	案, 追 2、经	还起诉材料	当事人和解,法院立案并		
	3、劳动争议案件				
	离婚案 件	财产总额 元)的,	20 万元以下(包括 20 万 按件收取 50 元		
l		理费的 10	20 万元以上的,按标准受 0%收取		
(法	/ 11	按标准受理费的 20%收取,一般不 低于 20 元			
院立案并		.,,,	1万元以下(包括1万元) 收取 20元		
出具 民事 消解	财产室	的 1 万 元以上	民事案件,按标准受理费 的 10%收取		
ינדן	的	的	商事案件,按标准受理费 的 20%收取		
	分家析 产案件	按标准受	理费的 50%收取		

【备注】:"标准受理费"是指,依据<u>《诉讼费用交纳办法》</u>所规定的诉讼费用交纳标准计算得出的案件受理费。

Q8: "诉前调解",对当事人有什么好处?

A: 总体而言, 好处在于:

- 1. 节省时间。诉前调解的时限通常为 30 日, 经双方当事人同意,可以延长至 60 日。如 果通过诉前调解解决纠纷,相比较民事诉 讼长达数月、甚至更长的审理期限而言, 时间会大大缩短。
- 2. 节省费用。诉前调解,如果当事人达成和

Q7:「訴訟前調停」の費用は?

A:現在実施されている費用基準は以下のとおり。

費用なし	1. 訴訟前調停により、当事者の提訴見送り、 裁判所の立件なしとなり、訴訟資料が返還された場合。 2. 訴訟前調停により、当事者は和解し、裁 判所が立件後、当事者の提訴取下げとして処 理した場合。 3. 労働紛争事件の場合。			
費用	離婚事件	含む)の5 徴収する 財産総額	頁20万人民元以下(20万を 場合、事件毎に50人民元を 。 頁20万人民元以上の場合、 理の10%に基づき徴収する。	
発生 (裁判	非財産事件	基準受理費の 20%に基づき徴収する。通常、20 人民元が下限。		
所は 後、事書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	財産事	訴訟金額	が 1 万人民元以下(1 万を含 ・事件毎に20元を徴収する。 民事事件については、基準 受理費の 10%に基づき徴 収する。 商事事件については、基準 受理費の 20%に基づき徴 収する。	
	財産分 与事件	基準受現 る。	里費の 50%に基づき徴収す	

【付注】「基準受理費」とは「<u>訴訟費用納付弁法」</u>で規定された訴訟費用納付基準に基づき算出された事件受理費を指す。

Q8:「訴訟前調停」は当事者にどんなメリットがある?

A:全体として、メリットは以下のとおり。

1. 時間の節約。訴訟前調停の期限は通常で 30 日であり、双方当事者の同意があれば、60 日まで延長することが可能である。訴訟前調停を通じた紛争解決は、民事訴訟の数ヶ月またはそれ以上の審理期間と比べ、時間が大幅に短縮される。

- 解后撤诉,法院不收取费用;如果由法院出具民事调解书等,法院通常按照较小的固定金额或者标准受理费的一定比例收取,费用将会降低不少。同时,其他成本(包括律师费等),可能也有相应降低。
- 3. 增加协商解决纠纷的可能性。通过法院调解,因调解人的地位比较中立,且相对专业,容易获得双方当事人的认同,双方当事人通过调解达成一致具有一定的可能性。这可以防止纠纷扩大,防止对当事人造成负面影响。

Q9: "诉前调解",对当事人有什么坏处?

A: 总体而言, 坏处在于:

- 调解不成,可能反而浪费时间。如果双方 无法通过诉前调解程序和解结案,那么, 法院需要重新启动诉讼程序,等于是当事 人在诉讼程序之外额外进行了诉前调解程 序,浪费了时间。
- 2. 如果当事人需要进行诉讼财产保全,有可 能会产生冲突。按照法院的实践操作,通 常在立案后才可以进行财产保全, 而诉前 调解通常是在立案前进行调解,造成的冲 突是, 如果当事人选择诉前调解, 法院通 常不会立案, 也就无法进行财产保全(理 论上,有"诉前财产保全"措施,但实践 中,难度非常大,法院通常都会要求,先 起诉、立案, 然后再采取"诉讼中的财产 保全"措施),对方当事人有可能在诉前调 解期间转移财产。这种情况下, 当事人应 与法院协商, 不进行诉前调解, 直接立案 进入诉讼程序(当然,理论上,当事人也 可以在立案后申请法院进行财产保全,同 时申请"诉前调解"。但由于此时双方当事 人谈判地位已经不对等, 加上法院已经启 动财产保全程序,各方进行"诉前调解" 的实际难度较大)。

以上,介绍了"诉前调解"的基本情况。需要说明的是,实行"诉前调解",主要取决于双方当事人的意愿,是法院为当事人准备的另一种解决纠纷的选项,而不是赋予当事人的义务。因此,企业在起诉前,可根据实际情况,酌情判断是否需要进行"诉前调解"(当然,法院也可能会要求),以及研究如何更有效的利用好"诉前调解"这个程序。

(里兆律师事务所 2012年 03月 23日整理编写)

- 2. 費用の節約。訴訟前調停では、当事者が和解後提訴を取下げた場合、裁判所は費用を徴収しない。裁判所が民事調停書などを発行する場合でも、裁判所は通常、比較的小額の固定金額または基準受理費用の一定比率に基づき徴収するため、費用を少なからず抑えることが可能となる。また、その他のコスト(弁護士費用などを含む)も相応に減額されることとなる。
- 3. 紛争を協議解決する可能性が高まる。裁判所 を通じた調停は、調停人の立場が比較的中立 であり、且つ専門性も持ち合わせているため、当 事者双方の賛同を得やすく、当事者双方が調 停を通じて合意する可能性をある程度高める。 これは紛争の拡大を防止し、当事者に対する負 の影響を低減することを可能にする。

Q9:「訴訟前調停」は当事者にどんなデメリットがある?

A:全体として、デメリットは以下のとおり。

- 1. 調停が不調に終われば、却って時間の浪費となる。双方が訴訟前調停で和解終結させられなかった場合、裁判所は改めて訴訟手順を始める必要があり、当事者にとっては訴訟とは別に予定外の手順を踏んだこととなり、時間が浪費される。
- 2. 当事者が訴訟財産保全を必要とする場合、支 障が生じる恐れがある。裁判所の実務では通 常、立件後に初めて財産保全を行うことが可能 である。訴訟前調停は通常、立件前に調停が 行われるため、当事者が訴訟前調停を選択す ると、通常、裁判所は立件を行わず、財産保全 も実行不可能となり(理論上は「訴訟前の財産 保全」措置が存在するが、実際には難度が非 常に高く、裁判所は通常、先に提訴立件した上 で「訴訟中の財産保全」措置を申請するように 要求する)、相手方当事者が訴訟前調停期間 中に財産を移転するという支障が考えられる。こ のような状況では、当事者は裁判所と協議の 上、訴訟前調停を行わずに、直接立件して訴 訟手順を始めるべきである(理論上では、当事 者が立件後に裁判所へ財産保全を申し立て、 同時に「訴訟前調停」を申請することも可能で はあるが、当該状況では当事者双方の話合い の余地は少なく、加えて裁判所が財産保全を 始めているのであれば、双方が「訴訟前調停」を 行うことは困難である)。

以上のとおり「訴訟前調停」の基本状況を紹介した。 「訴訟前調停」の実施は主として双方の意思により決定されるもので、裁判所が当事者に用意したもうひとつの紛争解決の選択肢であり、当事者に義務を課すものではない。企業は訴訟に臨む前に、実情に基づき「訴訟前調停」実施の可否(当然、裁判所からも求められると思われる)について検討し、いかにして有効に「訴訟前調停」を利用するかを研究することが考えられる。

(里兆法律事務所が2012年3月23日付で作成)